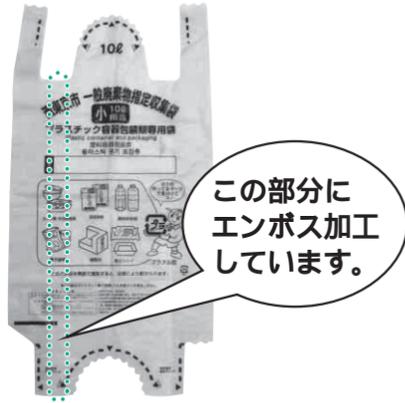


市からの連絡帳

★市民相談室（田無庁舎 2階）
 市☎でダウンロード可
 出願書提出場所 教育企画課
 受付期間 4月1日(火)～30日(水)
 郵送不可
 応募資格
 出願書類を提出する日の6か月前から引き続き市内に住んでいる方に扶養されていること（地方の高等学校などに在学している自宅外通学者も可）
 経済的理由により修学が困難であること
 学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（1～3年生）専修学校（高等課程）に在学し、成績が優秀であること
 同種の奨学金を受けていないこと（貸付制度による奨学金を除く）
 支給金額 9,600円（月額）
 必要書類 奨学生出願書などの書類 平成19年度の学業成績証明書 平成19年の家庭の経済状態を証する書類（源泉徴収票など）
 教育企画課 ☎（☎438-4070）

なお、視覚障害の方に配慮し、プラスチック容器包装類の指定収集袋の片側には、縦にエンボス（凸凹）加工がしてあり、手で触ると可燃・不燃ごみ兼用袋と区別ができるようになっています。記入欄には、割れたガラスなどを出す際に「危険」表示などの記入に利用してください。
 ごみ減量推進課 ☎（☎438-4043）



この部分にエンボス加工しています。

市指定収集袋等取扱店の追加募集

1月から、指定収集袋による有料収集を実施していますが、市民の購入の利便性を図るため、「西東京市指定収集袋」と「西東京市粗大ごみ処理シール」の取り扱い店を、追加募集します。
 説明会を開催しますので、希望者をご参加ください。
 時 4月22日(火) 午後2時から
 場 保谷庁舎
 募集店数 約40店
 要件 広く市民に販売ができる店舗であること
 ごみ減量推進課 ☎（☎438-4043）

防災

火災発生時のサイレン吹鳴

市内に延焼火災が発生した場合、市内3か所に設置している火災信号用のサイレンを吹鳴し、消防団員への周知徹底を図るとともに、市民の皆さんにお知らせし、注意を喚起することになっています。
 また、火災が発生した場合には、延焼の有無にかかわらず、消防ポンプ車がサイレンを鳴らして出場することとなります。消防団詰所の近隣にお住まいの方をはじめ、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
 危機管理室 ☎（☎438-4010）

消防団新体制の紹介

西東京市消防団は、4月1日から消防団長、副団長、12個分団の分団長などが入れ替わり、新体制となります。
 団長を中心に、地域防災のリーダーとして、市民の生命と財産を守るため、火災や水害の災害出動に加え、多種多様な訓練、地域警戒、警護などを行っていきます。

【西東京市消防団】（敬称略）
本部
 団長 村田恭男
 副団長 二上 徹、佐藤満雄、柏木 勝
分 団（ - 分団長、 - 副分団長）
 ＊第1分団（田無町3-6-22）

- 倉島 智 原 智仁
 ＊第2分団（向台町3-6-26）
 野口秀晶 名古屋繁之
 ＊第3分団（田無町4-5-16）
 濱野雅章 鶴田善徳
 ＊第4分団（芝久保町3-1-7）
 小林 浩 小栗 仁
 ＊第5分団（西原町4-5-76）
 小泉勝己 下田武司
 ＊第6分団（谷戸町1-22-8）
 橋敏彦 山 明
 ＊第7分団（泉町3-4-3）
 中村利治 澤島和雄
 ＊第8分団（栄町3-3-4）
 本橋竜平 山下和繁
 ＊第9分団（東町2-16-8）
 中村秀作 本橋栄吉
 ＊第10分団（中町5-11-9）
 都築則幸 都築敏行
 ＊第11分団（富士町4-31-22）
 櫻井正行 志村秀幸
 ＊第12分団（柳沢2-7-6）
 脇坂修弘 松本 勲
 危機管理室 ☎（☎438-4010）

家

わが家の耐震診断をしよう

簡易耐震診断を行い、皆さんが抱える問題に対する指導・助言の無料相談を行いますので、希望の方は電話でお申し込みください。
 時・場 4月19日(土)・保谷庁舎2階 5月10日(土)・田無庁舎1階
 いずれも午前9時30分～午後0時30分
 相談時間は1人約40分
 無料
 定 各回8人
 対象住宅
 市内にある1戸建住宅、2世帯住宅、店舗兼用住宅で階数が地上2階建以下の木造軸組在来工法による住宅
 自ら所有し、かつ住んでいる住宅
 新耐震設計基準（昭和56年6月1日施行）以前に建築した住宅
 相談員 西東京・住みよい町をつくる会に所属する東京都防災ボランティアに登録されている相談員
 ☎都市計画課へ電話で（申込順）
 都市計画課 ☎（☎438-4051）



住宅リフォーム

市内の建築関連事業者で組織する「西東京市住宅リフォーム斡旋センター」を通して、住宅増改築や修繕、畳、植木、塗装、屋根など、各種職人さんをあつせんします。
 受付 都市計画課・午前9時～午後4時30分
 ＊住宅増改築相談
 毎月第1金曜日（休日に当たるときは翌週）午後1時30分～4時に、田無庁舎2階・保谷庁舎1階のロビーで行っています。
 都市計画課 ☎（☎438-4051）

まちづくり

大規模土地取引の前には市への届け出が必要です

4月1日から、良好な住環境を保全、創出し、人にやさしいまちづくりを推進するために、人にやさしいまちづくり条例が施行されました。
 この条例に基づき、7月1日以降に市内で大規模な土地について売買などの取引を行う方は、事前に市に届け出が必要になります。
 届出対象 5,000平方メートル以上
 取引形態 土地に係る所有権、地上権、賃借権もしくはその他の土地の利用に付随する権利またはこれらの権利の取得を目的とする権利の移転または設定（対価を得て行われる移転または設定に限る）を行う契約（契約予約を含む）
 届出先 取引日の3か月前までに都市計画課へ
 都市計画課 ☎（☎438-4051）



指定管理者がかわります～保谷こもれびホール&スポーツ・運動施設（12箇所）～

平成20年度から、保谷こもれびホールと全てのスポーツ・運動施設がそれぞれ新たな指定管理者により運営されます。期間はともに5年間です。
 指定管理者の変更に伴い、休館日の縮小などサービス向上が図られます。また各種公演や教室など新しい事業にもご期待ください。
 これからも利用者のニーズに応えられる施設を目指します。
 生活文化課 ☎（☎438-4040）
 スポーツ振興課 ☎（☎438-4081）

施設	保谷こもれびホール
指定管理者	㈱コンベンションリンケージ 421-1919 http://www.komorebi-hall.jp
休 館 日	定期休館日なし（設備点検などによる臨時休館日あり）
施設	スポーツ・運動施設（全12施設）
指定管理者	三菱電機ビルテクノサービス㈱ 425-0505（スポ・ツセンター） http://www.nishitokyo-sports.net
休館日（スポーツセンター、総合体育館、きらっと、武道場）	毎月第1火曜日（祝日に当たるときは翌日）
開館時間の4施設	一部夜間の時間延長が可能です。指定管理者にお問い合わせください。

定時チャイム放送時間変更

毎日午後4時30分に放送している防災行政無線によるミュージックチャイムの放送時間は、4月1日～9月30日まで、午後5時30分の放送になります。
 危機管理室 ☎（☎438-4010）